

加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例【逐条解説】

(前文)

世界農業遺産「大崎耕土」を潤す鳴瀬川とその支流である田川は、それぞれ旧小野田町及び旧宮崎町を水源とし、流域に広がる肥沃な田園地帯では町の基幹産業である農業が盛んに営まれ、幾度となく襲い掛かる冷害や水害を乗り越えながら、豊かな大地の恵みを実らせている。また、鳴瀬川は舟運路としても利用され、旧中新田町は物流の中心地として大いに栄え、にぎわいを形成してきた。清流がもたらす豊かな水や農産物、人のにぎわいなどを背景に、加美町の企業の大半を占める中小企業者等は、製造業や卸売業、小売業など幅広い分野の産業において、加美町の地域経済を支えてきた。

加美町の発展は、平成15年の合併以前古くより、地域に根差した産業とそれを担う中小企業者等によって支えられてきたのである。

しかしながら、近年、都市部への人口流出や少子高齢化が急速に進展し、地元消費の減少や人材・後継者不足といった問題に悩まされるなど、中小企業者等の経営は厳しい状況に置かれ、活力の低下や存続の危機が懸念される。

本町の持続的な発展には、地域経済を支える中小企業者等の意欲的で創造的な活動を支援し、町内における経済循環や町外からの財の獲得を進め、若者から高齢者まで、すべての町民が豊かな生活を営むための安定した基盤を築き上げることが不可欠である。その実現のため、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念と方向性を示し、町全体がひとつとなって取り組んでいくための指針とするべく、この条例を制定する。

【解説】

条例制定の背景や趣旨を表しています。前文は具体的な法規を定めたものではなく、その内容から法的な効力が生じるものではありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示すものとなります。

(目的)

第1条 この条例は、本町における中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が、地域経済に果たす役割の重要性を鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等、産業団体等及び町民の役割を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、その持続的な発展をもって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

条例の目的を規定しています。

本条例は、本町の地域経済において重要な役割を果たす中小企業者等の振興と持続的な発展をもって、地域経済の活性化と町民生活の向上につなげることを目的としています。そして、そのために、中小企業者等の振興に関する基本理念を定め、それに基づく町の責務、中小企業者等の努力、産業団体等・町民の役割を明らかにし、町が推進すべき施策の基本的な方針を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 産業団体等 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会）その他中小企業及び小規模企業の振興を支援する団体で、町内に事務所又は事業所

【解説】

条例の中で使用している用語のうち、その意味するところを明確に定める必要があるものについて規定しています。

(参考)

中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号） 抜粋

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる

事業として営むもの

(4) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、 運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを踏まえ推進されなければならない。

2 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等による創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。

3 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等の事業の持続的発展を図ることを目的として推進されなければならない。

4 中小企業及び小規模企業の振興は、町、中小企業者等、産業団体等及び町民が連携しながら推進されなければならない。

【解説】

第1条に規定される目的を果たすための基本的な考え方や、町・中小企業者等・産業団体等・町民といった全ての関係者が目指すべき方向性を規定しています。

中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が本町の地域経済及び雇用を支える重要な役割を果たしていることを踏まえ、その創意工夫と自主的な取り組みを前提として、全ての関係者が一体となり、その事業の持続的発展を図ることを目的として推進するものとします。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の創意工夫及び自主的な取組を尊重し支援するものとする。

2 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の状況を的確に把握し、適切に施策に反映するものとする。

3 町は、前2項の規定に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

【解説】

中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、町が担うべき責務について規定しています。

町は、前条の基本理念に基づき、中小企業者等の創意工夫及び自主的な取り組みを支援するとともに、その経済的状況等を的確に把握し、事業の持続的発展を図るために適切な施策を実施するものとします。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、基本理念に基づき、その事業の持続的発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

【解説】

中小企業及び小規模企業の振興の推進について、経営の改善や向上など、中小企業者等の自主的な努力が前提であることを規定しています。

(産業団体等の役割)

第6条 産業団体等は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業及び小規模企業の振興を推進するための、産業団体等の役割を規定しています。

産業団体等は、中小企業及び小規模企業の振興の支援を主な目的とする団体であることから、そのことに積極的に取り組むとともに、町が中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施する際には協力するよう努めるものとします。

(町民の理解と協力)

第7条 町民は、基本理念に基づき、中小企業者等が地域経済の活性化、雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、地域経済の循環を担う消費者として、町内で生産、製造又は加工された物品を消費し、町内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業及び小規模企業の振興を推進するための、町民の理解と協力を規定しています。

中小企業及び小規模企業が成長発展することにより、地域経済が活性化し、雇用が創出され、町民生活が向上するという好循環を生み出し、豊かで住みよいまちの実現につながることを理解いただくとともに、町の施策や中小企業者等の取り組みに協力するよう努めるものとしします。

具体的には、町内中小企業者等が提供する商品の購入及びサービスの利用を心がけることによる、地域内における経済循環の促進への協力を期待しています。

(基本的施策)

第8条 町は、その責務を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。
- (2) 事業承継及び創業促進に関すること。
- (3) 人材育成、雇用の確保及び定着に関すること。
- (4) 販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関すること。
- (5) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

2 町は、前項の施策の策定に当たって、中小企業者、小規模企業者、産業団体等の意見を聴取し、町内中小企業者等の実態を把握するよう努めるものとする。

【解説】

第4条に規定する町の責務を果たし、条例の目的を達成するために、町が推進すべき中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を規定しています。

第2項では、中小企業者等の実態に即した施策を展開するため、町は中小企業者等と情報や課題の共有を図るよう努めることを規定しています。

(小規模企業者への支援)

第9条 町は、前条に掲げる施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の実情を踏まえ、小規模企業者に対するきめ細かな支援に努めるものとする。

【解説】

町は、人材や資金といった経営資源の確保が特に困難である小規模事業者に配慮し、その実情を踏まえながら施策を実施することを規定しています。

(計画の策定)

第10条 町長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画を定めるときは、あらかじめ中小企業者等及び産業団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

町が策定すべき、中小企業及び小規模企業の振興のための基本計画について規定しています。

中小企業及び小規模企業の振興に関する施策は、基本計画を策定し、それに沿って進めていくことを規定しています。また、基本計画の策定にあたっては、中小企業者等及び産業団体等との意見交換会の実施等により、意見を聴取し計画に反映させるものとします。

(財政上の措置)

第11条 町は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

基本理念に基づき、町がその責務を果たすに当たって、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するために、町は必要な予算措置などを講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、中小企業者等の振興に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については、規則等で別に定めます。